

京都市交通局長，上下水道局長等専決規程の一部を次のように改正する。

平成 25 年 3 月 29 日

京都市長 門 川 大 作

第 4 条第 1 項中「，北部特環担当課長」及び「，保健福祉局介護・医療担当局長」を削り，「建設局土木技術担当局長」を「建設局防災・減災担当局長」に改め，同条第 2 項中「経営改革担当部長」を「経営・防災担当部長」に改める。

別表第 2 総務部長の項を削り，経営改革担当部長の項を次のように改める。

経営・防災担当部長	<ul style="list-style-type: none">(1) 1 件使用料月額 100,000 円以下の行政財産の目的外使用の許可に関する事。(2) 1 件賃料月額 100,000 円以下の普通財産の貸付けの決定及び契約に関する事。(3) 無償又は 1 件賃料月額 100,000 円以下の不動産の借受けの決定及び契約並びにこれらに伴う経費の支出決定に関する事。(4) 本市の公有財産及び物品への 1 件 1,200,000 円以下の広告の掲載の決定及び契約に関する事。(5) 広告付きの物品の無償譲受け（広告料の支払を受ける場合を含む。）の決定及び契約に関する事。(6) 1 件 20,000,000 円以下の物品等の調達契約に関する事。ただし，財政担当局長が別に定める随意契約を除く。(7) 1 件 100,000,000 円以下の工事請負契約に関する事。ただし，財政担当局長が別に定める随意契約を除く。(8) 1 件 10,000,000 円以下の不動産の買収及び補償の決定及び契約に関する事。(9) 1 件 1,000,000 円以下の不用物品の売却及び交換契約に関する事。
-----------	--

附 則

この訓令は，平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

(行財政局人事部人事課)